

「JR山科京都間痴漢えん罪事件」柿木さんの無罪判決を求める要望書

京都地方裁判所 第三刑事部 御中

2011年1月18日の朝、大阪府の中学校教諭である柿木浩和さんは、JR琵琶湖線下り快速列車内で「痴漢行為」をした容疑で逮捕されました。柿木さんは容疑を一貫して否認しましたが、起訴されて、裁判が継続しています。事件当日は雪で電車が遅れていたこともあり、車内は大変混み合い、ただでさえ身体が触れ合うような状況でした。後ろにいた男性に不自然に押されたことで、柿木さんはバランスを崩し、前にいた女子高生に手が接触したことはありましたが、決して痴漢行為をおこなったものではありません。

柿木さんを有罪と認定できる証拠はありません。そもそも、被害者は、柿木さんが痴漢行為の犯人であると確認していません。また、近くにいた警察官が痴漢行為を現認したと供述するものの、その供述は、重要部分で変遷しており、かつ、その現認状況についても不自然な点が多々あり、警察官の供述を信用することはできません。さらに、逮捕後に行われた繊維微物鑑定においても柿木さんの手から相手のスカートの繊維は検出されませんでした。検察官は、犯罪事実を証拠によって合理的な疑いを入れない程度に証明する事はできない事件です。

なお、柿木さんはかつては児童養護施設や養護学校で家庭や心身にハンデのある子どもたちの生活や教育を支えてきた人です。現在は中学校教師として、熱心に教育実践を行い、不登校の子どもらを励まし続け、1年生から担任をしてきた生徒たちを全員そろって卒業させる直前のことでした。柿木さんは、生徒や保護者から慕われ、同僚や上司の評価も高い人です。そうした柿木さんが「痴漢行為」をすることはおよそ考えられないことです。私たちは、貴裁判所が上記の証拠がないことを踏まえ、公正に判断されるならば、無罪の判決をするほかないと考え、無罪判決を要望いたします。

2012年 月 日

氏名	住所

取り扱い団体：柿木さんをえん罪から救う会
：日本国民救援会滋賀県本部